

第1回高知県食の安全・安心推進審議会（H18.2.16）会議録

発言者	内容
司会	<p>それでは、ご案内を差し上げました定刻の1時半がまいりましたので、ただ今から、第1回の高知県食の安全・安心推進審議会を開催します。私は、本日の進行役を務めます健康福祉部食品・衛生課の岩井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>今日はご多忙のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。一番上に第1回高知県食の安全・安心推進審議会の資料がございますでしょうか。その次に、別添1、別添2、資料3、資料4とございますでしょうか。</p> <p>それでは、早速ですが、資料の最初のページに会次第を載せています。その次第に添って進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>早速ではございますが、開会にあたりまして、高知県の橋本知事よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
橋本知事	<p>皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、委員をお願いした皆様方は、消費者としての立場、食品を供給する立場、更には学識経験の立場とそれぞれのお立場からご就任をお願いした訳でございますけれども、皆様大変快く引き受けていただきまして心から感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>この審議会は、昨年制定をされました「高知県食の安全・安心推進条例」というものに基づいて設置をされる訳でございますけれども、この条例では、食品の生産から、流通、消費に至るまで消費者の皆様方の信頼を得るための体制作り、そのために消費者である県民の皆さんはもちろんですが、県行政そして食品の事業者、それぞれが連携をしながら、また役割分担をしながら、いろいろな事業を進めていきたいと思いますということが謳われております。</p> <p>こうした事業を総合的に、また計画的に推めていきますためには、推進計画というものが必要になりますので、この審議会を設けて皆様方にその計画作りということをお願いすることになりました。</p> <p>もう今更申し上げるまでもございませんが、食品に関しましては、偽装表示の問題に始まり、農薬の登録適用外への使用のことなど消費者の皆様方の関心も年々高まってきていると思います。更に最近では、米国産の輸入の牛肉、一時輸入が禁止されていたのが再開をされたとたんに、大きな認識のズレというのか意識のズレによって再び輸入が全面禁止になるというような事態もあって、この問題に関することは後を絶たないという気がいたします。</p> <p>それだけにこの食の安全・安心ということに係わる徹底した対応ということが望まれる訳ですが、一言に「安全と安心」と言いますけれども、「安全」というのはある意味、科学的な根拠を持った基準をクリアしているの</p>

	<p>かどうかということであろうと思いますし、また「安心」というのは消費者の皆さんが受けられる主観といいたいでしょうか、信頼感というもので、全く同義語ではないのではないかと思います。</p> <p>この点、本県は古くから園芸農業また水産物の供給の基地として全国にも知られておりますが、最近では、園芸農業でいえば環境保全型の農業また ISO の導入ということ、また水産も含めましてトレーサビリティへの取組み等等、安全ということと同時に消費者の安心感を得るための様々な努力、取組みをして参りました。</p> <p>それだけに今回この条例が制定をされましたということが、消費者の皆様方の安心感ということに基づく健康の保護ということに繋がると同時に、またそのことが県外に向けて、本県の食品の、また様々な水産物、農産物のブランド化ということにも繋がっていったらいいなということを大いに期待しております。</p> <p>また、それを進めるためには、県行政と事業者、県民の皆様方が一体感を持った取組みが必要だということになりますので、是非その意味で実りの多い推進計画、実行性のある推進計画というものを、皆様方の忌憚のないご意見を踏まえながら作っていきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。ありがとうございました。</p>
司会	<p>ありがとうございました。それでは、次に辞令の交付に移りたいと思います。知事がまわりまして、委員の方々にその場で辞令をお渡ししたいと思いますので、委員の方はその場で辞令をお受け取りください。</p> <p>(各自に辞令書を知事から交付)</p>
司会	<p>ありがとうございました。辞令の交付が速やかに終了いたしました。委員の皆様方におかれましては、任期が 2 年になっておりますので、今後ともよろしくをお願いします。</p> <p>ここで本日の委員さんの出席状況を報告させていただきます。旭食品株式会社の光富さんが所要のため欠席されておりますが、19 名の委員さんの出席をいただいております。過半数に達しております。高知県食の安全・安心推進条例第 30 条第 3 項に基づきまして会議は成立しておりますので、ご報告をいたします。</p> <p>また事務局としましても、その資料の 2 ページに名簿がございます。県並びに高知市の食の安全・安心に関する各課が出席しております。</p> <p>それでは次に、条例第 29 条に基づきまして、会長と副会長の選出を行いたいと思います。条例では、委員の互選によって決めるということになっていますが、どのようにいたしましょうか。</p>
田村委員	<p>以前に行われていました食の安全推進会議で会長をされておりました青山先生にお願いしたらどうでしょうか。</p>

司会	ありがとうございます。ご推薦がございましたので、会長に青山委員さん。副会長はどうしましょう。
田村委員	会長から推薦をいただいた方でどうでしょうか。
司会	よろしいでしょうか。そうしましたら、ご推薦いただきました会長に青山委員さん、副会長は会長が推薦される方でよいという意見でございます。よろしいでしょうか。(賛同あり) ありがとうございます。それでは、皆様方のご賛同をいただきましたので、会長は青山委員さんをお願いをします。また、副会長のご推薦をお願いいたします。
青山会長	ご推薦をいただいた青山です。ありがとうございます。この前身の推進会議では、本学の公衆栄養のベテランの川村先生に補佐をしていただいたのですけれども、審議会に女子大が会長も副会長もということもどうかと思ひまして、今回は副会長に高知大学の針谷教授をお願いをしたらどうかと考えておりますが、いかがでございましょうか。
司会	ありがとうございます。もしおかまひなければ、針谷先生、一言お願いできますでしょうか。
針谷副会長	高知大学の針谷です。微力ですがよろしくお願いいたします。
司会	ありがとうございます。それでは高知県橋本知事から審議会へ諮問をいたします。諮問書の写しはお手元の資料の5ページにございます。なお、詳細につきましては後の議事でご説明させていただきます。それでは橋本知事、諮問書をよろしく申し上げます。
橋本知事	高知県食の安全・安心推進条例第7条第4項の規定に基づき、下記のことについて諮問します。平成18年2月16日 高知県知事 橋本大二郎。 諮問事項 食の安全・安心推進計画の策定について。 よろしく申し上げます。
司会	ありがとうございます。橋本知事は所用のため、退席をさせていただきます。ありがとうございます。 それでは、これより議事の進行は青山会長に申し上げます。会長、副会長は前の席にお願いできますでしょうか。それでは、よろしく申し上げます。
青山会長	ただ今知事の方から審議事項を拝領しましたので、この審議事項について十分委員の皆さん方にご協力、ご指導いただいて答申を行いたいと思ひますのでよろしく申し上げます。後は座ってさせていただきます。

<p>事務局</p>	<p>それでは、議事に入ります。本日は第 1 回目ということで審議会の運営に関する規定についてということですが、事務局の方からご説明をいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の食品・衛生課の鍋島と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>お手元の第 1 回高知県食の安全・安心推進審議会という資料の 3 ページをご覧ください。こちらの方に高知県食の安全・安心推進審議会運営規程(案)を載せております。この審議会につきましては、条例に基づく審議会ということで規定されておりますが、条例で定めている以外の運営事項につきましては、第 32 条によりましてこの審議会で定めるということになっております。そこで、審議会の運営規程について、何点が運営に必要な内容ということで提案させていただいております。</p> <p>まず 1 点、会議の招集ということで、第 2 条になりますが、会長は、審議会を招集しようとする場合は、あらかじめ日時、場所及び議案を、委員及び議案に関係のある特別委員に通知をする、ということでございます。第 2 項といたしまして、委員及び特別委員は、審議会の会議に出席できない場合は、事前にその旨を会長に連絡すること。第 3 項といたしまして、委員及び特別委員は、審議会に出席できない場合で、代理者を出席させようとするときは、あらかじめ会長の同意を得なければならないということです。原則は、今日お集まりの委員の方々の出席ということですが、代理出席を認める場合もあるということを盛り込んではどうかということでご審議いただきたいと思います。</p> <p>続きまして、会議録について、第 3 条第 1 項、会長は、審議会の議事について、会議録を作成する。第 2 項、会議録には、会長が指名する 2 人以上の委員が署名する。</p> <p>続きまして、庶務としまして、第 4 条、審議会の庶務は、健康福祉部食品・衛生課において処理する。</p> <p>続きまして、会議の公開です。第 5 条第 1 項、審議会は、原則公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開しないことができる。第 2 項、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める、としております。会議の公開につきましては、傍聴されたい方についてその傍聴を認めるということで公開にしていくということです。</p> <p>この第 5 条第 2 項に関係する規程といたしまして、次の 4 ページに傍聴要領(案)ということで載せてあります。これにつきましては傍聴の要領を定め、会議中における会議の秩序維持に努めていくということで要領案としております。</p> <p>傍聴の手続きということで第 3 条、傍聴者は希望の開催時刻までに受付に住所、氏名を記載したうえで傍聴するということになっておりますが、会議の周知の際に、会場と併せて定員等につきましてはお示しをすることにしたいと思います。続きまして、入場の制限、第 4 条、次の各号のいずれかに該当する者は、会場へ入場することができないということで、酒気を帯びている者、又は不適切な服装をしている者、不必要な物を携帯して</p>
------------	---

	<p>いる者、そして、議事の進行を妨げる恐れがあると認められる者、こういう方々の入場を制限するという事を考えております。</p> <p>続きまして、傍聴者の方々に傍聴するにあたっての留意事項を第5条に8点ほど挙げております。会議を静寂に傍聴していただくということで、拍手その他の発言等によって可否の意思の表現をしてはいけないということ。飲食、喫煙をしないということ。そして一般の傍聴の方につきましては写真撮影、録音等をしてはならない。その他の妨害となるような行為をしてはいけないということを書いております。最後に傍聴人の退場ということで第6条、先ほどの事項につきまして傍聴人がこの要領を守っていただけない場合は注意をし、なおこれを改めない場合は退場していただくということを記載してあります。</p> <p>運営規程並びに傍聴要領の案ということでこちらの方にお示しさせていただいておりますので、審議をお願いしたいと思います。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ただ今、事務局の方から提案されました運営規程案及び傍聴要領案についてご質問はありませんか。なければ審議会に図って決めることとなります。まず規程(案)についてご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(拍手で承認)</p>
<p>青山会長</p>	<p>それから、傍聴要領(案)についてご承認いただけますでしょうか。</p> <p>(拍手で承認)</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございます。ご承認いただきましたので、この運営規程で進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、運営規程第3条第2項の規程によりまして、会議の署名人を決めたいと思います。これは第1回目ですので今日ご出席いただいた方の顔ぶれを見させていただいて、勝手に決めさせていただきますが、消費者委員、生産者・事業者委員から各1名ということで、三谷委員さんと上岡委員さんをお願いしたいと思います。お引き受けいただけますでしょうか。よろしいですか。では、お引き受けいただきましたので、議事録がまとまった段階でご署名をお願いします。</p> <p>続きまして、先ほど、知事から諮問いただきました審議事項となっています食の安全・安心推進計画につきまして、事務局からご説明をお願いします。</p>
<p>畠中健康福祉部長</p>	<p>健康福祉部長の畠中です。どうかよろしく申し上げます。委員の皆様には任期が2年ということで、高知県食の安全・安心推進審議会の委員としてよろしくをお願いしたいと思います。座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、諮問事項の説明に入る前に、高知県食の安全・安心推進条例の概要とこの審議会の趣旨につきまして若干説明させていただきます。資料の1をお願いします。よろしいでしょうか。</p>

まず、高知県食の安全・安心推進条例でございますが、本条例は高知県の地域特性を踏まえまして、食の安全と安心の確保についての取組みをより一層進めていくために昨年10月に公布されました。お手元の資料1の「高知県食の安全・安心推進条例」の概要でございます。

条例の目的でございますが、県民の健康の保護と消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給の拡大ということを目的にしております。そして基本理念としましては、目的を達成するために重要となる事項を4点掲げてあります。

まず第1点目としまして、食の安全と安心を確保するにあたっては、県民の健康の保護が最も重要であるという意識のもとで取り組んでいくということです。2点目は、食品関連事業者は食の安全と安心の確保に第一義的な責任を有しており、その責務を遂行するということです。次に3点目としまして、消費者に信頼される安全で安心される食品の生産と供給拡大によって、県民の健康の保護を推進していくということです。そして4点目に、県民と食品関連事業者、県等が互いに理解を深め、協働して取り組んでいくことを掲げてあります。

次に関係者の責務と役割としまして、県と食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明記してあります。県の責務としましては、食の安全と安心を確保するための施策を総合的かつ計画的に推進するよう規定しております。そのための食の安全・安心推進計画を定めることになっております。この食の安全・安心推進計画が先ほど知事の方から諮問されて、当審議会での最初の審議事項となります。

生産者や事業者の責務につきましては、自らの業務に係る食品が県民の健康に直接影響を及ぼすという責任を認識して、自主的に食品の安全と安心を確保するための取組みを行うと共に、食品に関する情報を積極的に提供するように努めなければならないと規定しています。

また、県民の役割ということでは、食の安全と安心に関する知識及び理解を深め、健全な食生活の実現に自ら努めると共に、意見を表明していく等、積極的な役割を果たしていくよう規定しています。

そして食の安全と安心を確保していくための主要な取組みとしましては、自主的な衛生管理の推進、安全対策の強化、安全で安心な食品の生産及び供給の支援、相互理解と協働の促進という4つの柱をたてております。また、このことにつきましては、後ほど関係各課より個々の事業につきまして説明をいたします。

続きまして、この審議会についてでございますが、条例の第27条に規定されておまして、県における食の安全と安心の確保に関する施策について調査審議するための知事の附属機関として位置付けをされております。審議会の役割としましては、知事の諮問に応じて推進計画に関することや関係者の相互理解、連携及び協働に関することを調査審議することになっております。

第28条には組織等が規定されておりますが、審議会は20名以内の委員で組織することになっておまして、先ほど委員さんになった皆様、消費

<p>青山会長</p> <p>事務局</p>	<p>者代表の方から 8 名、生産者並びに事業者が 9 名、学識経験者の方が 3 名という構成になっております。</p> <p>当審議会では、先ほど知事から諮問させていただきました高知県食の安全・安心推進計画の策定についてご審議をいただくこととなります。この後、審議会のスケジュール等を説明させていただきますが、平成 18 年度内に策定することを考えておりますので、今後のご審議をよろしくお願ひします。簡単でございますが、私からの説明とさせていただきます。</p> <p>続いてスケジュールの説明をお願いします。</p> <p>引き続きまして、先ほどの知事からの諮問事項についてご説明させていただきます。座って失礼します。</p> <p>資料の 5 ページが先ほどの諮問の写しになっています。6 ページ、7 ページ目をご覧ください。6 ページ目に高知県食の安全・安心推進計画の策定についてということで、策定の趣旨並びに検討事項等について記載しております。第一として策定の趣旨でございますが、高知県食の安全・安心推進条例に基づく策定ということになっておりまして、第 7 条を抜粋しております。推進計画につきましては、食の安全と安心の確保に関する具体的な施策と、それに対応した目標や目指すべき方向性を定めてまいりたいと思います。そして、推進計画を定めるにあたりましては、県民の皆様様の意見を反映することができるようにすると共に、当審議会のご意見をお伺いしながら策定してまいります。</p> <p>また、この条例の制定以前に、平成 16 年の 2 月に消費者・食品関連事業者並びに行政の 3 者から成る高知県食の安全推進会議という要綱による会議を設置しておりました。その会議におきまして、食の安全に関するそれぞれの立場での果たすべき役割や連携について検討を重ねてきた経緯もあり、そのことも踏まえまして、今後は、この審議会におきまして推進計画のご検討をお願いしたいと思っております。</p> <p>この審議会でご検討いただく内容としましては、第 2 のほうに推進計画の検討事項としまして 4 点挙げてあります。1 点目といたしまして、県及び食品関連事業者の責務と県民の方々の役割ということでございます。2 点目といたしまして、生産から供給に至るまでの一貫した食の安全と安心対策、3 点目は、安全・安心な食品の生産及び供給の支援や食育の推進についてということでございます。最後に 4 点目としまして、県と食品事業者そして県民の相互理解と連携及び協働による取組みについてご検討いただきたいと思ひます。</p> <p>これらの内容につきましては、それぞれ現状を明らかにしてまいりまして、課題とそれに向けた具体的な取組み、そして今後の方向性や目標の設定等について検討し、推進計画に記載していきたいと考えております。</p> <p>続きまして 7 ページ目でございます。こちらのほうに当面の推進計画策定のスケジュールということでまとめております。今回は第 1 回目の審議会ということになっておりまして、本日知事からの審議会への諮問という</p>
------------------------	---

	<p>形で出させていただきます。</p> <p>続きまして、第2回目の審議会でございますが、6月に開催を予定しております。議事は、推進計画素案の検討ということになっております。この素案につきまして審議会でご検討いただき、その意見に基づき修正した計画（案）を次回第3回目の審議会、10月頃に予定しておりますが、その時に再度ご検討をいただくということにしております。その後、更にパブリックコメントを行いまして、県民の皆様のご意見を伺って計画の内容に盛り込んでいきたいと思っております。そして第4回目の審議会は年を明けまして1月に予定しております。この時には、パブリックコメントでいただいた意見と審議会の意見を併せて修正をした推進計画（案）をご提示いたしまして、最終のご審議をいただき、答申（案）についての取りまとめを審議会で行っていただくこととなります。</p> <p>そして知事への答申をいただきまして、2月頃には推進計画を策定して公表するというスケジュールを考えております。その後、広く県民の皆様方に推進計画を普及していくための啓発媒体といたしましてリーフレット等を作成するように考えております。18年度に推進計画の策定並びに普及啓発の媒体を制作するという事で、審議会を開催していく予定を立てております。以上です。</p>
<p>青山会長</p>	<p>当審議会におきまして審議していくことについて、生産者、流通者、消費者が協議をして食の安全と安心、安全というのは先ほど知事さんの話でありましたようにある程度科学性で決められていますけれども、もう一つ消費者の立場からいけば安心という、この安全と安心をどう結びつけて高めていくのか、またこのことによって県で生産される製品のブランド性を高めていくといった意図があることから、そのために何をしたらいいのか県民挙げての計画案の提示が事務局の方から出されました。まずはこの計画について意見があれば、いかがでしょうか。</p> <p>これに基づいて当面のスケジュールが出されています。このスケジュールについても、よろしゅうございますか。もう一度会を開かせていただいてその意見を幅広く県民に投げかけて声を集める、そして来年1月に答申を出すということです。いかがでございましょうか。</p>
<p>田中(真)委員</p>	<p>消費者の方から、少しこのスケジュールも併せて、この審議会の役割も含めて意見を出させていただきます。要するにここにあります県・県行政の責務、生産者・製造業者の責務、県民の役割という形で条例に盛り込まれていますけれども、ここの中で非常に重要になってきますのが、生産者のモラルの部分なんです。そこが徹底されていなければいくら条例を作っても、絵に描いた餅になってしまうと思います。</p> <p>この条例が、生産者・製造業者に対する支援といいますが、支える一つのツールといいますが、非常にこの条例がそういった高知県ブランドを支えていく大きな役割を果たしていくためには、生産者のモラルについて知っておいていただきたいというところがあります。この条例も含めて行政</p>



<p>青山会長</p>	<p>は知ってらっしゃると思いますけれども、生産者も含め、それから消費者も役割があるんだということを高知県内の生産者、消費者ともにしっかりと知っておいていただきたい、ということは広めていかなければ意味がないと私は思います。以上です。</p> <p>ありがとうございます。消費者自身が安全・安心を求めていくという意欲を高めると同時に生産者自身のモラルの問題が基盤として重要だというご意見だったと思いますが、生産者側から何かご意見はございますか。</p>
<p>濱中委員</p>	<p>漁協の女性連の濱中です。よろしくお願いたします。私は農業ではなくて漁業の方なんですけれども、消費者の方に安心して食べていただくためには、私たち生産者が安全であるという食べ物を提供するということが一番大事じゃないかと思います。今、田中さんがおっしゃったようにやっぱり生産者のモラルですね。そして、すばらしいものを作って消費者に提供すれば消費者も安心して食べていただける。それは私達生産者がどんどん勉強してモラルを上げて、皆さんに安心していただけるものを作り出すということも大事ではないかと日頃考えております。この審議会におきまして、なおまた勉強して、皆さんに安心して食べていただけるもの、安全なものを作っていただきたいと考えております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございます。流通側のご意見はいかがですか。</p>
<p>田村委員</p>	<p>流通の方としましては、仕入れる時は生産者と向かい合う、そして販売する時はお客様と向かい合うということで、いつも私どもが思っているのですが、売る側、仕入れる側が何を仕入れるかがポイントとなっているということです。ただ安ければいいとか、良い品であればいいということではなく、やはり安価なものを安定的に供給するという役割がありますので、十分に生産者のご意見と消費者の方のご意見とを聴かせていただいて、その中で役割を考えてみようと思っております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございます。やはり科学的な安全性を消費者の安心に変えるのはリスクコミュニケーションというか話し合いだと思いますね。それぞれ、生産者の立場、流通の立場が同じ消費者の安心を得るためにどういう取組みができるのか、どういう可能性があるのかということで取り組んでいらっしゃる内容を話し合う、その話し合いの輪が広まれば、私は安全が安心にかわっていきたくらうと思います。直ちに安全が安心になるものでないことは、そのとおりだと思いますね。我々学識経験者も、99.9%までいけばもう十分じゃないですか、という気持ちになるのですけれども、それは食の問題としての安全不信に繋がるのですね。こういった点で我々学識経験者自身も、このコミュニケーションの中に積極的に加わってご意見を伺わないと。他に何か、どうぞ、ご遠慮なく。せっかく、こういう場というのは、本当になかなか無いと思いますので。どうぞ。</p>

川村委員	私達学識経験者の役割として、一つは科学的な根拠というものをどういうふうに発信するかということが重要であると思っています。結果だけを言うのではなくて、プロセスということも説明をしながら情報発信をしていく。それに加えて、今会長がおっしゃったようにコミュニケーションというものを大事にしながら皆で協働していこうと考えております。
青山会長	川村先生は、公衆栄養という一番この食の安全と安心問題に正面に立ち向かっていく学問の超ベテランでありますけれども、針谷先生、何かありませんか。
針谷副会長	ありがとうございます。やはり、消費者の方も賢くなってよいものを選ぶという、選択能力の形成というのも必要ではないかと日頃思っておりますので、消費者教育というのをも力を入れていく必要があると考えております。
青山会長	<p>消費者も賢くなろうということで、今、食育ということが注目されています。この点では、全国で一番最初に2つの県の中のひとつとして高知県が、学校現場での食育指導ができる栄養士の養成を高知大学と女子大学で行いまして、全国の先頭をきって配置できたことはすばらしいことだと思っています。これは全国に広まっていない、まだ3県だそうですけど、高知県は先駆性はあるんですけども、先に走りすぎて息切れしないように思っていますけれど。</p> <p>他にどうぞ遠慮なくご意見をいただければと思います。今は代表選手のように指名しましたが、どうぞコミュニケーションを高める意味でご発言をいただければと思います。議長がたじたじするくらいご発言ください。</p>
田中(真)委員	消費者の役割として、本当によいものを選んで買っていき、買うことによってよい生産者を支持していくということは非常に重要な役割だと思っています。ただ、これは県内の消費者のみならず、食の安全・安心推進条例ができたということは、今、日本の中では13の都府県にしかないんですね。従って、全国の消費者が注目しております。ですから、高知県の生産者はこの条例の中でしっかりとよいものを作ることによって、全国によいものなんだと発信していただきたい、そのためにももっとこの条例を利用していただきたいと思います。従って、最初に申しました生産者のモラル、一人でも反する人がいたらその他のたくさんの良心的な生産者に迷惑をかける、そこの辺りを踏まえていただきたい。以上です。
青山会長	ありがとうございました。公募の小松さん、何かありますか。
小松委員	意見といいますが、質問なのですが、先ほど事務局の方から、安全・安心推進計画の策定の説明がありました。具体的にいつからいつまでの計画を示しているのでしょうか。

事務局	<p>この計画が何年計画であるかというのも、また、皆さんにもご審議いただいて決定することになると思うのですが、大体、他県の状況を見ますと、長いところで5年、短いところで3年という中間的な計画で目標を定めているところが多いようです。高知県におきましても、他県の状況を踏まえて、その位になってくるのではないかと思います、また審議会でご審議いただきたいと思います。</p>
青山会長	<p>決してこの審議会の前の組織ということではないですけど、推進会議で計画書を作っていたんですね。この条例ができましたので、改めて、この審議会で検討して計画書を作っていくということ。今、事務局の方から発言があった5年位というのは、時代の流れが速いですから、できるだけ長い年月持つ計画書がほしいと思いますけれども、時代の変化が激しいですから、せいぜい3年とか5年とかというところを視野にした計画書の策定をお願いしなければならないと思います。計画書については、以前の推進会議で作られたものがありますが、それを破棄するか、無視するというのではなく、その積み重ねとして、この審議会ですべて新しく計画書を作って欲しいということだと思います。よろしゅうございますか。</p>
川村委員	<p>条例の第27条で、審議会の役割は調査審議するとなっておりますが、もう少し噛み砕いて言っていたらいいのでしょうか。</p>
青山会長	<p>この審議会の使命・役割の中で、調査というのは事務局としては、どの程度の調査機能というのか、調査計画を持っているのかというご質問です。</p>
食品・衛生課長	<p>庶務を担当します課としましてお答えします。新しい時代に対応した事例が発生した場合、これについて審議会として調査を行うということになっています。具体的にはすぐに浮かび上がってきませんが、非常に世の中の流れが激しい、その時、その時に会長が審議会を招集することができます。そういった中で、いかに調査機能を働かせていくかということになります。</p> <p>それともう一点、後で関係課から説明があろうかと思いますが、現在、食育の問題というのが非常にクローズアップされています。国の方でも食育基本法が制定されました。そういったこともありまして、当委員等にまた委嘱をして審議をするのか、それとも別の組織を作るのか、担当課の方から説明があろうかと思います。</p>
青山会長	<p>今の川村委員のご指摘は、審議会として調査機能をどこまで考えたらいいかというご質問だったと思うのですが、今年度は初年度ですので、次年度の予算で調査費用もどの程度必要となってくるのか、この一年間の審議の中で出てくるのではないかと思います。お金のいることというのは、貧しい県ですからあまり大きなことは考えられないと思いますが、しかし必要な事項、日々の状況の変化に対応した調査についてはしなければなら</p>

	<p>ないと思います。この審議会の中でご検討をいただけたらと思います。他にご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>この後、食の安全・安心に関わっている行政機関の来年度のいろいろな取組み、計画をご報告いただきたいと思います。審議をする上で、行政がどのような取組みを計画しているかということを理解したいと思います。ここで休憩を10分とりたいと思います。</p> <p>(休憩)</p>
<p>青山委員長</p>	<p>では、会議を再開します。食の安全・安心に関わる施策の説明をお願いします。</p>
<p>食品・衛生課長</p>	<p>それでは、この審議会の庶務を務めます食品・衛生課の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>資料の2の1ページに高知県食の安全・安心関連施策の概要ということで、生産から消費に至るまで行政機関の関わりを書いてございます。</p> <p>2ページ目に食の安全・安心確保の体系ということで、これも供給段階から消費に至るまでどういった法令に基づいて立入、指導をしているかを記載してございますのでお目通しを願います。</p> <p>まず、食品・衛生課から事業の説明ということで3点程お話させていただきます。3ページ目ですが、食品衛生対策事業ということで、毎年高知県食品衛生監視指導計画というものを作っております。食中毒等の健康被害の発生リスクを考慮しまして、AからEまでの5ランクに分けて計画を作っています。課題としましては、一連の流れの中で情報の共有であるとか、生産からの衛生管理の向上ということ、特に最近は食品事業者の自主管理の向上ということで、力を入れて参ります。この平成18年度の監視指導計画案につきましては、資料の3に具体的に載せてあります。資料3の最後に、「県民の皆さんのご意見を募集しています」ということで、1月10日から2月26日まで意見を募集しています。ご意見に対してお答えしたり、これによって指導計画の一部を手直ししたりする予定です。これは食品・衛生課のホームページに載せてあります。</p> <p>続きまして4ページに、食品等の安全対策を載せてあります。県の衛生研究所、福祉保健所、食肉衛生検査所、それと民間の検査機関で安全検査をしております。今年5月29日から残留農薬等のポジティブリスト制が導入されるようになり、農林部と連携をとりまして農薬等の検査体制の整備ということが重要になってきます。アレルギー検査も引き続き実施する予定です。そして、精度管理ということが非常に大事になってくると思います。</p> <p>3点目に、5ページでございます。高知県食品衛生管理認証事業ということで平成15年度から実施をしています。いわゆる高知県版ミニハサップで、特に危害の発生の多い工程について注意をして管理をしていくという制度でございます。現在、他認証基準は魚肉ねり製品等6業種で、今年度はし</p>

	<p>ようが加工製品業の基準を設けました。認証施設としては3施設となっておりますが、18年度以降増加させていきたいと思っております。</p> <p>課題のところに載せてあります認証マークでございます。これは特許庁のほうに商標登録をしています。そういったことで安全・安心確保対策に取り組んで参りたいと思っております。高知県食品衛生管理認証制度の要綱を添付しておりますので、ぜひお目通しを願いたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>健康増進課長</p>	<p>健康増進課でございます。座って失礼させていただきます。</p> <p>8ページの方になりますけれども、高知県の食育推進計画策定についてでございますが、ご存知のとおり、食育基本法が平成17年4月に施行されたところでございます。この枠内にございますように、食育基本法の第17条に、都道府県は、食育推進計画について、国が示す計画を基本として該当都道府県の区域内における食育の推進についての計画を策定するように務めなければならない、いわゆる努力義務規程になっております。</p> <p>国の方では、食育推進基本計画が今作業中で、本年度中に策定をされる予定になっております。県といたしましても、地域の特性を活かした自主的な施策の展開といったことを図るため、平成18年度に高知県の食育推進計画を策定することとしております。</p> <p>その計画策定の検討事項としましては、そこにあるような3点等を考えております。この策定にあたって、現在、庁内の関係部局で具体的なことや詳細等につきまして検討をしているところでして、非常に大まかな考えでございますが、3の食育推進協議会は仮称でございますが、これを平成18年度当初に設置し、庁内ワーキングを立ち上げて計画、策定、体験等を進めていきたいと考えております。</p> <p>ご検討いただく委員につきましては、地域で食育に取り組んでいただける消費者の方や生産者・事業者、教育関係者、学識経験者の方12名程度に委員をお願いしたいと考えています。また、検討する内容に応じて、必要な場合には外部の専門家の方にも入っていただいて意見を伺うといったことも考えていきたいと思っております。</p> <p>4の計画策定についての大まかな作業スケジュールについてでございますが、協議会を5月頃に第1回目を立ち上げて開催し、4回くらい協議会を行い、1月には推進計画を決定したいと考えております。</p> <p>食の安全・安心の取組みと食育の取組みにつきましては、非常に関連する部分が多く、いわゆる車の両輪のような関係にあると思います。食育推進計画策定の検討にあたりましては、この食の安全・安心推進審議会でご検討いただく食の安全・安心推進計画の策定に向けた検討内容とも大きく関連する部分が出てこようと思いますので、作業のスケジュール等を合わせる等して、緊密な連携のもとに情報交換をさせていただきながら、整合性のとれた計画を策定したいと考えておりますので、よろしくお願</p>

<p>青山会長</p>	<p>ます。以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>県民生活課長</p>	<p>県民生活課でございます。9ページをお開きください。県民生活課で担当する食の安全・安心に関連する施策としまして、景品表示法に基づく表示の適正化の確保という業務があります。これについて説明をさせていただきます。</p> <p>この法律は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示することを規制しますとともに、過大な景品類の提供を防ぐため景品類の最高額等を定めておりまして、公正な市場競争を確保し、消費者が商品やサービスを安心して選ぶことができる環境を守ることであります。</p> <p>次のページをお開きください。景品表示法の全体構成を示しております。まず、一番上の4条1項1号ですが、商品又は品質・規格その他の内容の不当な表示を禁じています。その一つは、実際のものよりも優良であると示す表示で、ここでカシミアの例がございまして、食品関係でいいますとグレープフルーツ 100%と表示したが実は60%しか入っていない、それから国産の有名なブランドの牛肉であるような表示をしていたが、実はブランド牛ではなく、他の国産牛肉であったといったケースが該当します。</p> <p>次に4条2項ですが、公正取引委員会は、商品の内容について4条第1項に該当するかどうかを判断する必要があるときには、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提供を求めます。事業者が求められた資料を提出しない場合には、その表示は不当表示とみなされるということになります。</p> <p>次の4条1項2号ですが、商品又は役務の価格その他の取引条件について、消費者に有利であると誤認させる表示を禁止しております。例示がありますが、実際の価格が6,000円程度のものを5,000円で販売するときに「市価10,000円の品を5,000円で提供 等と表示するケースが該当します。</p> <p>4条1項3号は、一般消費者に誤認される恐れがあると認められる表示について、行ってはいけない表示を公正取引委員会が定めることを規定しております。現在、無果汁の清涼飲料水の表示について等、6件が指定されています。</p> <p>最後に、罰則の規定ですが、都道府県段階では事業者に対しまして、違反行為を止めることを指示し、また場合によっては公表します。公正取引委員会では、最終的には回収命令を行いまして、それに従わない場合には2年以下の懲役、または300万以下の罰金に処せられるということになります。以上景品表示法のあらましを説明させていただきました。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>農政企画課長</p>	<p>農政企画課でございます。お手元の資料の10ページにありますように、農林水産部では、多くの課が生産から消費に至るまで食の安全に関わって</p>

<p>農業技術課長</p>	<p>おります。そういったことで農政企画課は、その窓口として、また資料の一番上にあります BSE 対策会議ですが、これは関係課がいくつもあり、その調整を行い、事務局をやっております。よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして農業技術課です。資料は11 ページです。農業技術課の出先のなかに、農業振興センターというところがありますけれど、その振興センターを中心にしまして、食の安全・安心に関する生産サイドからの指導をしております。</p> <p>現状のところに書いておりますが、食の安全・安心を求める消費者の方々の要求に応えるために、一つは総合的病害虫管理等、減農薬・減化学肥料の栽培技術等の指導、普及に努めています。もうひとつは、生産者の顔が見える安全な農作物を提供するという事で、農産物の直販所の生産やPR方法、あるいは学校給食等への食材を供給する仕組みづくりという支援を行っています。</p> <p>課題としまして、同じようなことを掲げておりますが、この三つの課題、環境保全型農業の推進、農薬の適正使用の徹底、地産地消の推進、この三つの課題をより一層推進したいと思っています。</p> <p>具体的には、下の方に取組みの内容・方向性を書いていますが、特に今年の5月末から残留農薬等のポジティブリスト制が始められます。先ほども話がありましたが、そういったことが始められますので、より一層農薬の適正使用の推進を図っていきたいと思っています。以上でございます。</p>
<p>環境農業課長</p>	<p>環境農業課でございます。私どもの課では三つの施策を推進しています。まず、12 ページをご覧くださいと思いますが、農産物等に対する消費者の信頼性を高めるということで、JAS 法に基づきます食品表示の適正化についてです。具体には、製造・販売業者等に適正な品質表示を徹底していただくための説明会の開催、食品表示ウォッチャーを県内で20名の方に委嘱しているのですが、その方々によります食品の表示状況や不適正な食品表示に関する情報提供等をしていただきますと共に、県の職員は表示状況の点検のためのモニタリング検査を行っています。そして、当課の方に年間150件程度の電話がございますけれど、そういう問い合わせにも対応しまして、制度の周知・徹底を図って適正表示を推進しております。</p> <p>二つ目ですけれども、次の13 ページです。農薬の適正使用指導、残留農薬の検査の実施ですが、現状にお示ししてあります6項目でございます。これはいずれも農薬安全対策として不可欠でございますので、引き続き実施していくこととしております。この中で先程来出ていますけれども、食品衛生法のポジティブリスト制度、これが5月末に施行されますので、特にその中で問題になりますのが先程農業技術課の方からも話がありましたが、農薬の飛散防止対策です。これには地域全体で取り組むということが非常に重要でございますので、安全使用講習会等あらゆる機会をとらえまして、生産者や指導者等の農薬飛散防止対策、これを周知・徹底させて実行の上がる取組みをしていきたいと考えております。併せまして、県の病</p>

<p>園芸流通課課長補佐</p>	<p>害虫防除指針、こういうものに基づきまして適正使用を推進していきます。</p> <p>また、県産野菜の残留農薬調査、これは違反した農産物が出荷されるのを未然に防ぐために、出荷前の農産物を調査しているところでございます。これまでは、県の基幹11品目、例えばなすとかピーマンとかみょうがとかこういうものでございますが、今年まで年間100検体分析をしております。来年度は非常に厳しい予算の中ですが、検体数を2倍にしまして、200検体を調査する予定です。</p> <p>三つ目として14ページですが、環境保全型農業及び認証制度の推進ということでございます。本県では、なす、ピーマン類を中心としまして天敵、交配昆虫類の利用技術や、黄色防蛾灯、UVカットフィルムのようなもの、生物的、物理的、科学的なものを含めまして総合的な病害虫防除が行われています。減農薬を主体とした環境保全型農業が実践されているところで</p> <p>これらの環境保全型農業に取り組む農家について、課の方では平成14年度から環境マネジメントシステムISO14001ということで、それに取り組む実践農家を育成しております。現在18組織636戸で実践活動を行っているところでございます。このISOの実践農家では、減化学肥料、減化学農薬栽培、これらはもちろんでございますが、廃棄物の適正処理や農薬・肥料の適正管理、汚染防止、それぞれに取り組む記録の保管、こういうことを行っております。</p> <p>最近ではテレビでご覧いただいたかと思うのですが、今年の2月初めにJA土佐嶺北園芸部ISO部会、ここが日本農業賞の大賞を受賞いたしました。こうしたISO実践活動を通じまして、地域農業の活性に繋がっている事例が全国的にも高い評価を受けているところでございます。</p> <p>認証制度につきましては、このISO以外にも県の無農薬・減農薬栽培農産物の認証、JAS有機農産物の認定、国のエコファーマーの認定、こうした一連の取組みによりまして農家、農業団体、行政が環境保全型農業の必要性を十分認識いたしまして、生産活動等に取り組んでいるところでございます。以上です。</p> <p>園芸流通課です。15ページをご覧になってください。園芸流通課の方では、高知県の青果物の流通に関わっておりますが、先程の環境農業課のお話にもありましたように、全国でもトップレベルの環境保全型農業に取り組んでおります。それから農業団体も、農薬の残留状況を自主検査する等、様々な先進的な取組みを行っていますが、残念ながらこういった取組みが消費地の方に十分知られていない実態がございます。それを事業の中で何とか知らせていこうということで、下から2つ目の枠をご覧になっていただきたいのですが、まず1つは、スーパーのバイヤーさん等販売担当の方を産地へお招きしまして、産地で直接生産の現場を見ていただく、あるいはお話し合いをしていただくということをしたり、あるいは消費地の方へ生産者が出て行ってお話をしたりしています。</p> <p>非常に変わった取組みとしましては、消費地の小学校や中学校に生産者</p>
------------------	---



<p>地産地消課長</p>	<p>が出ていって授業をさせていただく、出前授業と言っておりますが、そういうことをやっております。昨年度は全国で 1,055 人を対象に授業を行いました。</p> <p>それからまた、当然のことですが、原宿のスーパーYOSAKOI のような大きなイベントには、産地から出て行って、高知の取組みを PR するといった事業をやっております。以上です。</p> <p>16 ページの地産地消課でございます。地産地消課の来年度の取組みにつきまして二点ほどお話しします。地産地消課の中で、生産者と消費者の繋がる場として直販所がございまして、16 年度調査で今 125 ヶ所、額として約 59 億円の販売がございまして、だんだん増えてきておりまして、こういった直販所での安全・安心確保というのが大事になってくるということで、県下各ブロックで運営者、指導者を対象とした研修会を来年度やっていきたい、そういったことで消費者に安全・安心な農産物の提供を行っていきたくて考えています。</p> <p>それから下の方の食育ですが、今年度地域で、学校やいろいろなイベントの時に食育を推進していただけるボランティアの方を登録しております。今、約 4,000 人メンバーがいて、そういった方々の活動の場をもっと広げるように、情報発信ができるような取組みで、郷土料理、伝承料理が学校やいろいろな地域で活用され、食育の力がつくような取組みを進めていきたくて考えています。よろしくをお願いします。</p>
<p>畜産課長</p>	<p>畜産課でございます。資料は 17 ページからです。</p> <p>まず、BSE 対策事業でございますけれども、BSE の検査体制を確立して、BSE の原因究明を行っております。畜産物の安全性を確保するために、家畜保健衛生所、民間獣医師との連携によりまして牛を飼っております全農家へ立ち入り調査を現在も続けております。また、BSE 対策特別措置法の規定に基づきまして、農家におけます 24 ヶ月以上の死亡した牛全頭の BSE 検査をしております。平成 17 年度の検査実施成績は 1 月末現在で 184 頭を実施しております。ちなみに検査が始まりました 15 年の 4 月から 18 年 1 月までは 637 頭の脳、脊髄等を取り出しまして検査を実施しております。この感染の原因はまだ十分に判明されておりませんので、検査をこれからも継続していく必要があると考えております。</p> <p>次に高病原性鳥インフルエンザの防疫対策でございます。家畜伝染病予防法に基づきまして、高病原性鳥インフルエンザの発生予防と万一の発生時の防疫活動を円滑に行い、そのまん延防止と県民の健康保持に万全を期することにしております。そのためには、「鳥インフルエンザ防疫マニュアル」というものを制定し、定期的なモニタリング検査の実施、農家の死亡した鶏の羽数の報告義務等、早期発見、早期通報の体制を整えております。そして万一、発生がありました場合に、それに係る体制の防疫資材の備蓄、防疫演習の実施、関係部局との連絡の強化にも努めております。</p> <p>それから、家畜衛生対策事業でございますが、近年、インフルエンザ、</p>

	<p>病原性大腸菌 0157 のように人の健康に影響を及ぼし社会的な問題となっております感染症の中には動物由来のものもございます。このため、動物由来感染症の調査を行うことによりまして、人畜共通感染症の人への感染防止を図り、農家の生産性の向上並びに畜産物への安全性の確保に努めてまいります。ちなみに 0157 につきましては、年間 480 検体、鶏卵のサルモネラについては年間 360 検体の検査をしております、来年度も続けていきたいと思っています。</p> <p>最後に、薬事法及び飼料安全法に基づく施策でございますけれども、動物用医薬品、飼料添加物には抗生物質等も含まれておりますことから、畜産物への抗生物質の残留防止のためにも、適正な販売と使用が重要でございます。このために、家畜保健衛生所では、動物用医薬品販売業者に対しまして指導、監督をしております。また、畜産農家に対しまして、動物用医薬品の適正な使用につきまして指導しております。抗生物質、抗菌剤等の残留検査は 48 検体を予定しており、安全な畜産物の生産のための指導を続けていきたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>林業振興課長 補佐</p>	<p>林業振興課でございます。林業振興課としましては、2 ページの体系の右の一番上あたりに、椎茸等特用林産物の生産指導という形で載っております。椎茸やしめじ、ぶなしめじにつきましては、森林で取れるもの、あるいは森林内のものを利用するという事で、林業関係の所管になっております。それにつきまして、高知県内に 6 林業事務所がございますが、この林業改良普及指導員が中心になりまして、生産技術指導を生産者の方々に対して行っているということでございます。</p> <p>なお、生産事業あるいは事業として地域で基盤整備並びに施設整備を行いたいという場合には、県内に地域林業総合支援事業という地域提案型の事業がございまして、生産者等からの要望に応じて利用するという事になっております。以上でございます。</p>
<p>水産振興課長</p>	<p>続きまして水産振興課でございます。21 ページからです。まず、産地魚市場の衛生確保、水産物産地表示の適正化推進ということでございます。</p> <p>産地魚市場の衛生確保ということにつきましては、県内におけます産地魚市場での衛生管理の向上を図り、衛生的で安全な水産物の供給を図るとともに高付加価値化による魚価の向上を目指しているということでございます。魚価の向上というのは漁業者皆の願いでありまして、鮮度保持、高品質のためのことについては永遠のテーマでございます。まだやはり、漁業者の中には、沖で魚を捕って港に揚げたらそれで終わりだという意識が抜けきれていないような部分がありますが、やはり今後は消費者を意識しました安全・安心、トレーサビリティも含めまして、漁業者自身もっと勉強していく、それから揚げるだけでなく、消費までも意識した取り扱いということが、すなわち魚価の向上にもつながっていくのではないかとということで、啓発等を行っていきたいと思います。県下に漁業指導所という所が 4 ヶ所ございますが、そういうところからも巡回指導をするなかで意識</p>

<p>幼保支援課長</p>	<p>を高めていきたいと思っています。</p> <p>水産物産地表示の適正化についてですが、ほとんどの量販店等ではなされている訳ですが、小規模な小売店等では、名称、原産地、養殖、解凍等の表示について結構出来ていないという事例もあるということでございますので、関係各課、高知農政事務所、あるいは農林水産消費技術センターと協力しまして指導や調査を実施したいと考えています。</p> <p>次に貝毒の危害防止策についてでございます。野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾等で貝毒プランクトンの発生を監視するということは重要なことでありまして、特に麻痺性貝毒、下痢性貝毒、これはアサリの採捕は漁業者だけでなく一般県民も行っているということで、これについては迅速な方法が必要であります。3月から7月に発生しますのでその辺りの定期的な検査とともに、漁業者の方は毎日海に出ていますので、通報をしていただくという監視体制をとっています。</p> <p>次のページにフロー図を載せておりますが、こういった体制でやっていきたい。また、貝毒の発生についても食品関係、保健所、衛生研究所等と協力してやっていきたいと思っております。</p> <p>最後に、水産用医薬品の適正使用指導による養殖生産物の安全性の確保でございます。これにつきまして、水産試験場等におきまして水産用医薬品の適正使用に関する指導を実施しております。今年度までは、漁連が主体になりまして残留検査を行っておりましたが、来年度以降も漁連や養殖業の組合であります県海水養魚協会、そちらの方で検査していくということを考えております。</p> <p>水産医薬品の残留ということにつきましては、全国的にも、中国からのウナギで見つかったり、15年にはオーストリアのトラフグの養殖で使ったはいけぬ薬剤を使用していたというような事例もあります。常日頃からの徹底指導が必要であるということでございまして、養殖漁業者の皆様へということで、毎年、水産医薬品の使用についての冊子を作成して養殖業者に配布するとともに、関連します法改正等があった時には、現地での説明会を開催しています。以上でございます。</p> <p>教育委員会幼保支援課でございます。25 ページをお願いします。条例第22 条に食育の推進が規定されております。それに関連しまして、保育所・幼稚園の取組みについて説明をさせていただきます。</p> <p>就学前の保育・教育現場におきましては、保育所保育指針、また幼稚園教育要領の健康の領域の中で、日頃の保育活動を通じまして、子ども達の発達段階に応じて、よりよい食習慣の基礎を養うための様々な取組みが行われているところでございます。一方で子ども達の食をめぐる実態を見ますと、朝ご飯を食べないといったこととございますとか、小児期におけます肥満といったような生涯に渡ります健康の被害といったことも懸念されているところでございます。</p> <p>こうしたことから県では、農林水産部、健康福祉部、教育委員会が連携しまして、野菜健康プロジェクトということに取り組んでいます。その一</p>
---------------	---

<p>児童生徒支援課長</p>	<p>環としまして、私どもはこの事業名にありますように、平成17年度から食育・地産地消推進事業を立ち上げたところでございます。その取り組みですが、このペーパーの三つ目の欄にございますけれども、本年は保育所、幼稚園10ヶ所において、地域の生産者や食育推進員等の協力を得まして、園児と保護者が地域の野菜の収穫や調理を通じまして、望ましい食習慣や食を通じて人間性の育成を図るといったことの支援をしているところでございます。</p> <p>ただ、この課題のところに書いてありますように、幼児期におけます生活リズムや食習慣は、親御さんとの関わりが多く出てくる場所がございますので、やはり家庭や地域との一体した取り組みが必要でないかと思っております。そうしたところから、今後とも、この条例の旨でありますとか、食育基本法の趣旨にのっとり取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。</p> <p>同じく教育委員会の児童生徒支援課でございます。資料の26ページをご覧くださいと思います。児童生徒支援課では学校におけます食育の推進、または栄養教諭、先ほど会長さんのほうからお話のございました栄養教諭の配置についてご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>栄養教諭という制度が、この4月からスタートしてまもなく1年目が終わろうとしていますが、全国に先駆けまして本県におきまして5名の栄養教諭の採用をさせていただいております。1名が教育委員会の事務局、あとの4名が土佐山田、大橋、南国、梶原、それぞれの方面の学校で勤務をしながら職務に励んでおります。栄養教諭の職務といえますのは、従前の栄養職員の学校給食の管理、献立作成や衛生管理、それに加えて子ども達の食への指導を一体的に行う指導の部分が加わってきたものが栄養教諭という制度で創設されております。</p> <p>栄養職員の指導の形は増えてきていますが、栄養教諭という制度として創設をされて、全国に先駆けまして高知県で採用されております。他県の様子を言いますと、この4月にスタートしたのは福井県で10名、長崎県の大学の附属小学校で1名、年度途中の10月から北海道11名、1月から大阪府9名という状況になっております。来年度の状況についてはこれから明らかになっていくと思っておりますけれども、この栄養教諭を核としまして学校の教育活動の中で教職員と連携し、食に関する指導を行ったり、また家庭や地域と連携して食教育の推進を行うという取り組みをしております。まだ1年経っていませんので、これからいろいろな形でまとめをしながら次へ積み上げをしていくことが求められるかと思っております。今回指導に役立つための食教育実践集を作成しまして、学校現場中心に配布をしていきたいと考えております。</p> <p>二つ目ですけれども生活習慣ふりかえり票ということで、県下5年生全員に一枚のふりかえり票を配布しまして、生活習慣を自分でチェックを試みよう、または家庭でチェックしたものを話し合ってみようということで、生活を振り返りながら子ども自身が改善点に気づき、望ましい生活習</p>
-----------------	---

高知市生活食品課長	<p>慣定着への意識を高めようという取組みをしています。</p> <p>それから三点目としまして、継続的な食生活調査として、資料の現状のところに記載していますが、14年度に実施したものを元にそれ以降年に1回、県内の小学5年生、中学2年生、高校2年生それぞれ1,000名ずつを対象に朝食の摂取についてアンケート調査を行っております。分析結果を食生活への指導に役立てていきたい、調査、検証していき、今後に反映させていきたいということで実施しております。</p> <p>最後に四つ目になりますけれども、資料の下の ということをご覧いただきたいと思いますが、学校給食の研修、指導としましてそこに書いてありますような各々の研修に取り組んでおります。何を言いましても、衛生管理というのが一番ベースにある必要がありますので、食中毒等を起こさないような研修を基礎に取り組んで行っております。以上で児童生徒支援課の説明を終わらせていただきます。</p> <p>最後になります、高知市保健所生活食品課の方からご報告をさせていただきます。</p> <p>高知市につきましては、営業施設は県下の39.5%位の許可件数がございまして、基本的な監視指導計画の実施につきましては先ほどご説明がありました食品・衛生課とほとんど変わりはないということでございます。</p> <p>しかし、食の安全ということで、どのような取組みをしていくかということですが、以前から言い古されたような言葉ですが、生産から食卓までをどのようにして管理していくか、今までご報告いただいた中でも各部門ごとにいろいろな対策がなされているように感じています。</p> <p>やはり消費者にとりましては、表示等、与えられた情報の中での選択しできないということで、情報を共有しながらお互いにリスクについて管理していくということが大事ではないかと感じております。そこで、食材ごとに知識をお互いが勉強しあいながら、リスクコミュニケーションを今後も進めていくという方向性を非常に大事に感じています。食材をみましても、完全にリスクのない食材というのはご存知のとおり、ありません。だからこそ、お互いに勉強しあいながら、回避していく方法を探っていこうという意味でリスクコミュニケーションを重要視したいと考えています。</p> <p>コンプライアンスが最大のリスク管理だというようなことをよく言われますが、法令遵守で、きちんと決まった基準をきちっと守っていこうという姿勢をお互いが遂行していく。田中委員さんが言われたように、そういう姿勢を各行政機関が進めていく必要があるように非常に強く感じます。</p> <p>そのことを保健所としましては検証もしなければならないということがございまして、検証する方法としましては、残留農薬につきましてはポジティブリスト制の導入に伴いまして、予算化をして、来年度は夏野菜、秋野菜、食肉について残留農薬並びに抗生物質、抗菌剤について検査するように準備しています。それと食肉衛生検査所という部門を高知市保健所としては持っていますので、そこでは、まずは家畜の病気を排除する。人と</p>
-----------	---

<p>青山会長</p>	<p>共通するものについても排除する。与えられたデータ、私どものところで得られたデータは生産部門にお返しをしていきたい。お返しをする中で、安全で健康な畜産物を提供していく資料にしていきたいと考えています。</p> <p>県の食肉衛生検査所は、家畜保健衛生所と情報交換をする会議を設けておりまして、こちらの方へも参加をさせていただき、より生産現場と連絡を密にしながら対策をたてていきたいというように考えています。</p> <p>高知市の県と違った取組みとしましては、資料の一番下に書いてありますように、曜市や街路市、先ほどから報告のありますように地産地消に繋がるようなこういった曜市につきましては、監視指導を重点的に進めていきたいと考えております。また18年度からは、高知市の台所であります弘化台の監視につきまして、できれば市の始まるの4時位から早朝監視を、毎月という訳にはいきませんのでまずは年間数回立ち入りを始めて、流通の拠点の時点から情報を把握しながら、対策について情報を共有した状態で一緒に動いていただくような方法で取組みを始めたいと考えております。以上です。</p> <p>ありがとうございました。非常に幅広い行政の担当課それぞれの現状と次年の計画についてご紹介をいただきました。何かご質問はございますか。</p>
<p>岡崎委員</p>	<p>JA中央会の岡崎と申します。質問ではないのですが、今、県の各課から安全・安心に対する施策についてご説明を頂いた訳ですが、後先になりましたが、私どもJAグループの取組みということについて報告をしたいと思っております。</p> <p>JAグループとしましては、農薬の適正使用につきましては、従来から農協の営農指導を中心に各農家の方に周知を徹底しておりますが、平成15年度から記帳運動というのを展開しておりまして、より一層の農薬の適正使用及び確実な記帳というのを農家の方に運動として周知をしているところであります。この運動結果につきましても、農家の記帳率等も年々上がってきておりまして、確実な成果をみせていると思っております。</p> <p>平成16年度からはこの記帳運動を担保するという事で15年度の国庫補助をいただきまして、農産物安全検査センターを立ち上げました。これは中央会等の自分達農業開発機構というところ、これはJAグループ内ですが、そちらの方が事業主体ということで、JAグループ内系とシックハウスの残留農薬の検査ということで、16年度につきましては1,391検体の検査を行っております。そのなかで、昨年度は残留農薬成分として103成分のデータの検査を行っております。今年度につきましては、2,000検体の計画で検査を実施しております。本年度検査成分は113成分ということになります。</p> <p>また記帳運動の中で、新たに生産支援システムというのを本年度から運用いたしております。本年度につきましては、そのシステムの構築ということで、システムによって記帳率アップや適正農薬使用をより一層図っていききたいと思っております。</p>

	<p>環境保全型農業につきましても、先ほど環境農業課の方からもありましたように、こちらの方にも力を入れておりまして、土佐農協が日本農業大賞を頂いたというお話もありましたように、天敵を使ったなるべく農薬を使わない栽培システム等の推進をしておりますことをご報告したいと思っております。</p>
<p>青山会長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p>
<p>田中(真)委員</p>	<p>何点かございますが、まず一点目です。水産振興課の方にお伺いしたいと思っております。新聞報道で知りましたけれども、須崎市の養殖カンパチがアニサキスという寄生虫に汚染されたものがそのまま県外に出荷されているといったことで、県外において非常に不評になっているということについて水産振興課の対応はどのようにされていたのか、今後条例ができてどのように取り組んでいくのかお聞きしたいと思います。</p> <p>それから、県民生活課の不当表示の問題ですけれども、高知県の現状と課題という部分が少し抜けているかと思っておりますので、今日でなくて結構ですので、また次回にでも出していただけたらと思っております。以上です。</p>
<p>水産振興課長</p>	<p>水産振興課の篠原です。カンパチにつきましては、平成16年の秋までに中国で養殖と申しますが、中間種苗といって1kg弱位までに育てまして、それを日本に輸出する。それをまた1年間位日本で養殖して出荷するということになっております。これにつきまして、中国での養殖期間に与えた餌の中にアニサキスが含まれていたということで、一部の養殖場においてかなり高率にアニサキスの寄生がみられました。厚生労働省や水産庁等からは、これを出荷する際には加熱する、あるいは-20以下で24時間冷凍すれば寄生虫が死滅するというので、出荷する際はそういう処置をして出荷するという指導がありましたし、我々も現地に入りまして食品・衛生課とともに指導してきた訳でございます。それにつきまして、漁協、漁連も共に入りましていろいろ指導してきた訳でございますが、残念ながらこの前報道でありましたような生鮮で出荷され、それが出回ったというようなことがございました。一応、健康被害があったという報告はないのですが、それは幸いではあります。こういうことはあってはならないと再度指導しておりまして、出荷する際にはきちんとした手続きを執ってもらい、加熱するあるいは冷凍するということができるように指導していきたいと考えております。</p> <p>条例ができてどういう対応になるかということですが、アニサキスの入っている可能性のある養殖魚を飼育すること事態を止めなさいとか廃棄しなさいという指導はできませんが、出荷の際にはこういったことをやりなさいということを強く言うことができます。また、これまで薬事監視員のもとでの立ち入り検査等ができる仕組みがあった訳ですが、4月以降は条例による立ち入り検査ということも可能になってきますので、そういう対応を今後は考えていきたいと思っております。</p>

<p>県民生活課長</p>	<p>とにかく、漁業者に安全・安心な魚の提供をするという意識を今後も強く指導していきたいと思います。</p> <p>県民生活課です。田中委員さんの方から、高知県の現状、課題をもう少し整理して欲しいというご意見でしたが、景品表示法に基づく不当表示につきましては、具体的な個々の不当な表示であるとか、例えばスーパーマーケットの二重価格の表示だとか、そういったことが消費者から情報として寄せられます。それについて現地を確認したうえで、よいのか悪いのかそういったことを指導しております。もう一点は、事業者からこういう表示はかまわないのか、例えば室戸岬の深層水の利用に関してこういう表示はよいのか、四万十川関連についても相談がございます。そういった個々の問い合わせに対して対応しておりますので、このことに関して高知県の現状、課題というという整理はし難いです。</p>
<p>青山会長</p>	<p>ありがとうございました。養殖の場合は食監は入れないのですか。</p>
<p>食品・衛生課長</p>	<p>生きているものについては食品ではなくて、流通から食品衛生法が適用されます。今回制定された条例につきましては、それ以前についても立ち入りができる、条例の第 20 条・第 21 条に、立ち入り権限とそれに従わない場合は勧告なり公表するという制度があります。現在、第 20 条・第 21 条以外は、すでに 11 月 1 日から施行になっております。今回のカンパチの件につきましては、第 19 条に基づく情報の提供により措置をしたということになっています。</p>
<p>青山会長</p>	<p>業種は増えて食監は増えなくて大変だというのは重々わかりますけれども、いいですという訳にはなりませんね。</p>
<p>田村委員</p>	<p>畜産課の方にお伺いしたいのですが、19 ページの資料に 0157 やサルモネラについて検査するとありますが、現状検査をされて発生は何%位あるのか、結果を公表されているのかお聞きしたいです。</p>
<p>畜産課長</p>	<p>0157 については、ここにありますように年間 480 検体やっております。今のところこの 480 検体の中では 0157 は出ておりません。0157 につきましては、牛糞等には常在しているということなので、たい肥化すれば熱で死にますし、衛生的な農家の対策が必要になってくると思っています。</p> <p>サルモネラにつきましても、現在陰性でございます。</p>
<p>青山会長</p>	<p>0157 は、集団発生の場合はかなり散発しますから、何が集発で何が散発なのか区別がつかない。いわゆる常在している感じなので、どう対応するが行政的には非常に難しいですね。とって、一方的に消費者に注意なさいということにはできません。</p>



川村委員	<p>県並びに市の取組みをご紹介いただきありがとうございました。私達の今の生活の中に、国外産の野菜や魚がたくさん入ってきているのですけれども、今回の安全・安心という視点から、県あるいは市の取組みの中で、何かそういうことを意識した取組みの特徴というものがあれば教えていただきたいと思います。</p> <p>いろいろと公になっていない情報が入ってくることもあるのですが、国外の魚がそのままどこかに行った時に事故が起きそうなことを未然に防げたというような事を見聞きすることもあるのですが、いろいろ法的なことがあったとしても法の目をくぐっていたというようなことも、私自身がそこにいないからはっきりそうなのかと詰められたら困るのですが、お伺いしたいのは、そういう国外産のものはどんどん入ってきて、現実いろいろな事件があったりして、そういうものに対して意識してこういうことをやっているとか、あるいは特徴がありましたら教えていただきたいということが一点です。</p> <p>もう一点は、先程来お話の中には流通ということが出てくるのですが、そういう点からいうと県の行政の中では商工労働というのはここにはないのですが、全体の取組みとしてはそこは必要ないのですか。以上二点です。</p>
青山会長	<p>第一点は本当にどうなのですか。食物検疫とかないのですか。</p>
食品・衛生課長	<p>直接所管はしていないのですが、お答えします。現在食品の60%が輸入食品だと言われています。食品の輸入につきましては、基本的に国の検疫の方で所管をしまして、日常的に我が国へ入ってきているものについては書類審査で通関する。いわゆる初めてのものについては輸出先の国で証明書を添付する。もう一点は、流通後にモニタリング調査をして、ひっかかった場合には全国で一斉に食品の検査、回収をする。こういった三段階でやっております。特に神戸と横浜に輸入食品の検査センターを設けていまして、ここで重点的に検査等をしております。食品でいうと、今回のBSEの特定危険部位がひっかかったのは、農水省の関係と厚労省双方が合同で検査した段階で見つかったということになっております。なかなか国も予算が厳しいので、輸入食品については情報が次第関係先に情報を流して検査するようになっていきますし、中国産のウナギで抗生物質が検出された場合もすべての関係県に情報を流して、各県で収去検査をする等して報告するようになっていきます。</p>
青山会長	<p>農産物に関しては農林水産の検疫、食品に関しては厚労省の検疫ということですか。</p>
食品・衛生課長	<p>一義的にそうなっております。特に我が国で輸入の多いのはアメリカ、生鮮野菜では中国ですが、つい最近問題になったのはキムチの寄生虫問題です。そういった食料品で入ってくるものは、厚労省の検疫でやっております。</p>

青山会長	<p>検疫の結果は、何か公的なもので公開されているのですか。</p>
食品・衛生課長	<p>検疫の結果については、違反の内容によりまして、廃棄、焼却、積戻し、それからもう一度処理をして再検査というように分かります。その検査結果については、厚労省のホームページに公開されます。</p>
青山会長	<p>ひっかかったのは出ているのですね。ただ労災適用で、日本人が海外に行つて感染症、寄生虫症になった場合に、業務上の認定をしなくてはならないが、どの地域でどういう感染症があるということ、実はどこもつかんでいないです。私達自身も反省しなくてはならないのですが、我が国は感染症、寄生虫についてはもうカタがついていると思っているので誰も研究する人がいないし、知識もなく、情報も集めようとしません。農林水産省にも、厚労省の専門職でも、どこの地域にどんな寄生虫がいるか答えられる人はいません。大変なことです。</p>
食品・衛生課長	<p>通常は、大きく問題のある感染症とか疾病のある場合、特に外国へ行く場合等、ワクチンの接種等そういった情報提供はございます。国によっては、ワクチンの接種がないと入れないところもございます。</p>
青山会長	<p>それは、WHO で汚染国としての告知を受けたらその出入りに関しては予防注射の強制が入るのかもしれないですけど、現在の寄生虫まで考えたら、誰も情報をつかんでないといえ、ないのでしょね。私も学問上の関係で問い合わせをしてみます。</p>
川村委員	<p>ヒスタミンに関してですが、一般的には熱を加えれば安心だと思われているのですが、ヒスタミンについては熱を加えればよけいに強く反応がでるのでしょね。そういうことの情報発信ができていない、専門家ですら知らないというところがあります。今、BSE だとかいうことについては皆さん注意をはらうのですが、私達は魚など非常に豊富な県でありますけれども、インド洋だとかそういうところからもたくさん入ってきて処理の仕方をちょっと間違えると大変なことになるので、そういうことも含めて、広く一般的な情報発信をしていかななくてはならないのかなと思います。ヒスタミンのことは最近どこでもあるのでそう思いました。</p>
青山会長	<p>ありがとうございました。私も調べてみます。他に何かありませんか。非常に幅広い行政が関わっている食の安全・安心について、資料を是非お持ち帰りいただいて、必要に応じて行政は何をしているのかということをお勉強していただければと思います。</p>
三谷委員	<p>これから将来的に非常に問題になってくると思うのはサプリメント、健康食品というような、食品でなくて薬でもないというような中間層が問題になるだろうと思うのですが、アガリクスが大変問題になっています。健</p>

事務局	<p>康食品というのは、こういう食品に対しては県の対応というのは、どういう部署がどういったようにされるのでしょうか。</p> <p>サプリメントにつきましても、医薬品、医薬部外品ではなくて、食品というものについては、健康増進法という法律によって、課としては食品・衛生課が担当しています。場合によっては、健康食品として販売している場合であっても、薬事法に係る成分が含まれていることがあって問題になるケースもありますが、そういった場合は医療薬務課と連携をとって指導するようにしております。食品に関しては、サプリメントも食品ですので、健康被害等があった場合は、食品・衛生課の方で調査等の対応をしますし、表示に関しましても健康増進法に基づく虚偽誇大広告の禁止等、また特定保健用食品等のきまりごともございますのでその指導は食品・衛生課で管轄しています。</p>
青山会長	<p>確かに食品衛生法というのは、改正は重ねているけれども出来たのは昭和22年ですから、その頃はサプリメント等考えてなかったでしょう。今、女子大も栄養士と薬剤師両方の免許をとれる健康薬学科をつくってこういう構想を練っているのですが、この4月には両方取れる学科のある大学が認可されると聞いています。</p> <p>足りないからすぐサプリメントではなくて、食生活を改善したうえで必要なサプリメントという、栄養指導の立場でサプリメントを捉える、そういう栄養士が必要になってくるでしょうね。</p>
県民生活課長	<p>先ほど出ていましたサプリメントの件ですが、不当表示に該当するケースもあります。例がでていますが、痩身効果を表示するいわゆる健康食品等の広告等についての通知もでてますし、効きもしないものを効くと言って売った場合は景品表示法に違反することになります。私どもの課も関係しますので、関係する課と協議しながら取り組んでいきたいと思えます。</p>
青山会長	<p>行政的に押さえられるということですね。</p>
県民生活課長	<p>個々のケースについてそれがよいのか悪いのか、それは検討しなくてはならないと思っています。</p>
青山会長	<p>ありがとうございました。他にありませんか。</p>
佐野委員	<p>お世話になってます。私はJAの方で農家の生産現場に携わっている者です。それぞれ各委員さんの方からお話があった食の安全・安心の対応につきましても、生産者についても、当然前から、農薬取締法の改正があった時点から、理解されてきていると思います。ポジティブリスト制等法律が改正されて農家も大変な段階になってきています。農薬取締法があったり、食品衛生法があったり、表示の部分があったりということで、農産物</p>

	<p>を生産するに当たっては法律を当然遵守した形で生産しなければ、自らが職業として成り立たない現状になっています。私も現場に居させてもらって、農家の方も本当に大変な時代になってきた、一回間違っただけの違反者が皆を道連れにする時代になってきたということは、理解されてきたと思います。県の知事さんなりそれぞれの方に、県は県としての責務を果たしていく、県民、消費者は消費者の責任を、生産者は生産者の役割を果たすという3者で役割を分担していかなければならないというよいお話をいただきました。</p> <p>ここで日頃、県の方には農協と同じだと思いますが、本当に食の安全・安心、農家への指導については各課へお世話になって、農家への周知もなされてきていると思うのですが、ただ、現状お聞きした中では、生産現場への周知徹底という言葉がよく出ますが、周知ということであれば文書等でも周知はできるのですが、徹底になるとやはり農家と会った形で、その農家と話しながら伝えていくということが大事だと思います。そうした時に、今、国の方も普及員の削減、県でも減ってくるのではないかというお話をお聞きします。やはり農家と接する各農業振興センターにおられる普及員という方々が減るとするのは、今話し合われたように、食の安全・安心を伝えていくには大切な職責の方々ではないかと思っております。この場で、せっかくの機会ですので、高知県の産業の大きな柱になっている農業を、一方消費する側から考えれば安心して食べていきたいという考えがあると思いますので、県の農業に携わる職員を今後どうしていったらよいのかということについて考えていただきたいと思います。徹底、周知という大切な分野についてよろしく願います。生産者は、県の方からいろいろなアドバイスをいただき、情報をいただきながら消費者に安全で安心な信頼して買っていただける商品を作るために一生懸命努力していますので、その辺りをよく理解していただきたいと思います。</p>
青山会長	<p>ご指摘のとおりです。周知はできるかもしれないけれど、徹底までいかどうかは大事なところですが、時間もきていますが、後、事務局の方で願います。</p>
司会	<p>お疲れ様です。第2回目の審議会は6月に予定しております。今後ともよろしく願います。</p>
青山会長	<p>それでは本日の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>